

平成 26 年度 第 2 回豊明市子ども・子育て会議

○開催日時 平成 26 年 10 月 22 日（水） 午前 10 時 00 分～

○開催場所 豊明市役所 東館 3 階 会議室 10

○出席者 委員 10 名

豊田委員、杉山委員、小崎委員、伊藤委員、近藤委員、石田委員、
山崎委員、石原委員、伊藤委員、時高委員（敬称略）

○傍聴人数 0 名

- 次第
- 1 子ども・子育て支援事業計画について
 - 2 保育料の設定について
 - 3 病児・病後児保育について
 - 4 その他

事務局

本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。本日の委員の出席状況についてご報告させていただきます。委員 14 人中 10 人のご出席を賜っておりまして過半数の出席がございましたので会議は成立いたします。只今より第 2 回豊明市子ども・子育て会議を始めます。会議に先立ちまして健康福祉部長よりご挨拶を申し上げます。

健康福祉部長

みなさま、こんにちは。本日はお忙しい中、またお足元が悪い中をご出席いただきましてありがとうございます。この計画もいよいよ佳境に入ってきました。本日は事業計画の内容や議題にもあるように保育料の設定、病児・病後児保育について、みなさまには慎重に審議をお願い致します。

（配布資料の確認）

事務局（前回会議での検討事項の回答）

「三世帯同居について」については今のところ具体的な施策はありません。

古き良き豊明市の成熟した良いところとして事業計画の本文中に記載できればと考えています。

「保育料の他市との比較」については現在、大都市は未発表です。ごく一部の市町村ではホームページで掲載を始めたようです。内容としては保育標準時間と保育短時間の差を標準時間の保育料を1とした時、短時間を98.3%としているものがでています。この%は国の示している差ですが、この98.3%以外はホームページ上では見当たらないという状況です。引き続き模様眺めの状況ですが、各市町村国の示している98.3%を議論のスタートとし、決定の方向で進むと考えています。次第の3で資料を示し説明します。所得の区分ごとの本市の人数分布ですが本日の資料に示してあるので参考にして下さい。

「保育料の標準時間を11時間と短時間8時間どちらが多くなるのか、どのような申し込み状況であるのか」については現在、認定申請が出されていないため詳しい状況は不明です。国は標準7に対して短時間3で試算をしています。豊明市の現在の状況を鑑みるとおおむね7：3となっています。

「土曜保育の延長時間や料金の考え方」について保育時間はおおむね結論に達しています。平日と同様に標準時間全園11時間を確保する方向です。本年度は全園1時間延長して7時30分から18時の開園時間をとっていますが土曜日についても30分延長して18時30分までです。開園時間の中で標準時間の認定の人は11時間、短時間認定の人は8時15分から16時15分の8時間の利用が可能であると考えています。ただし土曜日は利用者が大変少ないので、全園開園でなく、グルーピング（集約）して実施していきたいです。本年もグルーピングを実施しており「沓掛保育園と東部保育園は沓掛保育園で」「南部保育園と内山保育園は南部保育園で」「二村台保育園と西部保育園は二村台保育園で」というグルーピングで土曜日の保育の実施を考えています。以上が前回の宿題事項の回答です。

それでは議事に入ります。委員長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長

よろしくお願いいたします。次第より進めさせていただきます。

議題（1）子ども・子育て支援計事業計画について事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

（豊明市子ども・子育て支援事業計画の資料に基づき説明）

委員長

ありがとうございました。全体の説明をしていただいたので区切ってご意見等をいただきたいと思います。まず第3章の25ページから29ページまでで質問等はありませんか。では第4章の30ページから53ページまでで何かご質問等はありませんか。

31ページの基本目標1のところで「0歳から乳児の健やかな子育てを支援する」と表記しているがこれは「妊娠期から乳児の健やかな子育てを支援する」の間違いだと思います。

事務局

0歳児ではなく妊娠期の間違いです。

委員長

31ページから34ページでご質問等はありませんか。

委員

31ページの基本目標1（5）の不妊治療費の補助・制度は豊明市次世代育成支援地域行動計画と内容変更はないですか。

事務局

はい。内容は以前と変更はありません。

委員

27ページの基本目標（5）の文章のなかで「豊明市の安心・安全な子育てのため、特に求められる歩道の整備や通学路の安全確保等」とありますがこの中身は基本目標（4）の内容という事ですね。

事務局

基本目標（5）についての内容は文言が抜けています。

委員長

では基本目標（5）にはどのような文言が入るのでしょうか。

事務局

キーワードは間違っておらず、教育に関することが入ります。今回の新制度が主に就学前を中心とした計画であるというコメントに対してご意見を頂きま

した。思春期までの教育が求められていますので小学校、中学校の教育的な内容が入る予定です。

委員長

51 ページの基本目標の次に書かれているような文言に近いのですか。

事務局

はいそうです。

委員長

他にご意見はないですか。30 ページから 53 ページまででご意見はありませんか。

39 ページの基本目標 2 の文章の中で「市民団体による子育て支援に関する取り組みを、HPや広報で告知するのはもちろん、団体の活動が持続可能なものにするためのサポートに取り組み、ソーシャルキャピタルの醸成に貢献します」とありますが「ソーシャルキャピタル」では文言が難しく市民には意味が伝わりづらいと思うので地域の支え合いを表現できる他の文言はないのですか。ちなみにソーシャルキャピタルとはどのような意味ですか。

事務局

ソーシャルキャピタルとは地域で人々が支え合っていく、社会的な信頼関係と人々の信頼関係等地域の「支え合いの意識」という意味です。

委員長

やはりソーシャルキャピタルではない文言のほうが市民に伝わりやすいので文言を修正してほしいです。

委員

先ほど事務局より説明があった「地域の支え合い」とは立派な文言だが支え合いの意味が伝わりづらい。支え合いとはどのようなものを具体的に表していくと市民は行動に移すことができ、「地域の支え合い」という文言にも現実味を帯びてくると思います。

委員長

項目 86 は削除されるのですか。

事務局

事業計画の素案については児童福祉課とコンサルで摺合せをしながら作成している最中です。今回の会議では簡単な概要を確認していければと思っています。

委員長

委員としては今後も「子どもの権利を守る体制づくり」の文言は大切な表現なので継続使用していきたいです。

委員長

基本目標 5 だけ小項目が 1 つしかないため、2 つにして強化してほしいです。

委員

43 ページ、項目 54 の早朝保育事業・延長保育事業の時間延長についてですが 8 時から開園となっていますが、8 時以前に子どもを預けることができるように延長保育について何か方策を考えていますか。

事務局

早朝保育は 7 時 30 分から開園を実施しています。夜間延長保育は新制度の下では時間拡大をして公立 7 園で 18 時 30 分まで延長します。19 時まで夜間延長保育の園は 3 園となっています。

委員

45 ページ、項目 52 企業への協力要請の項目が全て削除されていますが復活する可能性はありますか。

事務局

企業への協力要請の項目については今のところ復活の予定はありません。理由として企業への義務化の連携が期間限定での実施であったことと、企業側も保育について理解・協力も得られ浸透をしてきているので義務化とは謳わずに維持していこうと思い今回からは項目に記載しないことにしました。

委員長

協力要請が義務化ではないので項目から全て削除するのではなく、今後の維持・継続のために「義務化」という文言は省き、企業への協力要請を表す文言

や項目を残しておいてほしいです。

事務局

検討します。

委員長

53 ページまでで他にご意見はありませんか。

事務局

資料訂正です。46 ページ、項目 69 のトワイライトスクールの担当課は児童福祉課ではなく、正しくは生涯学習課です。

委員長

他に意見はありませんか。68・69 ページの豊明市の量の見込と確保方策の内容変更を改めて入れていただいたので、ご意見ありましたらお願いします。

委員

75 ページの地域子育て支援拠点事業の表中の確保の内容という区分が子育て支援センターと児童館型となっており、表をみると児童館は8児童館合計で1日あたり延べ120人程利用することになっているが、3歳未満の子どもを持つ親から児童館を利用した事があると聞いたことがほとんどないです。実態はいかがでしょうか。

事務局

児童館は0歳から18歳未満の児童が午前9時から利用できる施設で、幼児親子教室も数多く開催していますので1日あたり120人程の利用を見込むことができると思われます。

委員

分かりました。ありがとうございます。

委員長

他にご質問などはありませんか。

委員

平成27年度中に策定予定の豊明市の総合計画の内容と今回の会議の素案との

整合性はとれているのですか。

事務局

只今、総合計画を策定中ですが現段階で豊明市が目指すまちの姿が 41 項目上がっています。市民の要望や市職員の策定部会で、項目の一例として「子どもや障害者や高齢者への虐待がないまち」に対し長期的な目標・中期的な目標などを作成中です。子どもの子育てや保育については総合計画に落とし込んでいる最中です。子ども・子育ての計画が総合計画よりも先にできるので、この計画の内容を総合計画に落とし込んでいくことになります。

委員長

他にご意見はありませんか。

委員長

80 ページ教育・保育の一体的提供および推進に関する体制の確保の内容についてですが幼稚園と保育所との連携について記載がないのですが何か施策はあるのでしょうか。

事務局

幼稚園と保育所の連携については現在研究を行っております。今後は引き続き研究を行い内容について記載していきます。

委員長

豊明市は幼稚園と保育所があるので一体的な相互理解の連携があればよいと思っていたので前向きにご検討ください。

事務局

記述では「(2) 幼保小連絡会を定期的 to開催し、授業参観や懇談会を実施し、情報共有しています。今後の定期的 to開催します」とあるように先ほどの意見の内容も取り入れていきたいと思います。

委員長

ありがとうございます。その他のご意見はありませんか。

委員

80 ページ文章中に「子ども達に質の高い教育・保育の提供」や「教育・保育

機能と施設の整備」など教育に関しての考えが多くありますが幼児教育についてはどのような取組みをしていくのでしょうか。

保育については色々勉強しているようだが「教育」についても具体的に検討していかなくはいけないと感じています。教育についての具体的な取組みの記載をお願いしたいです。

委員長

今後、幼稚園も新しい制度に位置づいていき教育とは無関係ではないので過去の幼児教育への貢献度も配慮しながらやっていけたらよいと思っています。

他にご意見はありませんか。今後、追加意見がありましたら課にご連絡ください。

委員長

では次の議題、(2) 保育料の設定について事務局より説明をお願いします。

(新制度においての保育料の検討の資料に基づき説明)

委員長

ご質問等ありませんか。

委員

保育料におやつや給食の料金は含まれているのでしょうか。

事務局

3歳以上児の主食代については従来から別料金ですが、それ以外は含まれています。

委員

短時間認定の子どもが、延長保育を利用して、さらに11時間をこえる延長保育を利用した場合、1日200円でしょうか。

事務局

短時間認定の方が16時15分以降に子どもを預けることになると18時30分までで100円、それ以降だと更に100円の利用料金を考えています。

委員

利用料は公立園も私立園も同じ料金でしょうか。それとも私立園が独自で時間を細分化し料金を徴収してもよいのですか。事務局としての見解はいかがでしょうか。

事務局

延長保育については使用料ということで定めていますが、基本的には延長保育の使用料は公立園も私立園も同料金にしてほしいと考えています。

委員

幼稚園でも預かり保育をしており延長保育の利用料もとっています。幼稚園がもし認定こども園のくくりになってしまった場合は市の定めた利用料金に上乗せになるが、豊明市としても園が決めた料金に上乗せして利用者からもらうことを認めないと、私立園の場合は人件費など経営に関しての問題が発生するので公立園と同料金では厳しいと思います。

委員

標準時間を含むとあるので更に土曜保育利用者が増えると予想されます。職員の人員配置や職員を増員した場合、保育所に対して豊明市から補助や人件費は出るのでしょうか。

事務局

私立の保育所の補助については個別対応になります。新制度ではまだ保育料や委託料がしっかり見えてきていないため、国から情報がおりてきたら協議をし、決定していきたいと思っています。

委員長

公立園と私立園の公平性・平等性や幼稚園と保育所の利用者に負担を減らす平等性を貫いていけるよう検討をお願いします。上乗せ料金については利用者に理解してもらえるような説明をする必要がありますね。保育料について豊明市の減収はありますか。

事務局

保育料の減収については表に記載している 370 万円ほどの減収になると見込まれます。短時間保育を 1.7% 下げることにより減収するであろう見込みです。8 時間保育の方が延長保育を全く利用しない、という仮定ですと 370 万円が減

収になります。

委員長

仮に標準時間を利用する人が増えれば保育料の減収は縮小するのでしょうか。

事務局

そうです。すべての方が標準時間を利用していたら現行保育料を維持したまま新制度の標準時間の保育料を定めていますので同様の減収見込みになります。

委員長

この委員会で保育料を認めると、市の収入はおのずと決まってくるということでしょうか。もちろん市議会を通さないといけないとは思いますが。

事務局

今お示ししている案で、委員の皆様がよければ最終的には市長に委員会からの案を提案し議会に上げて決定していくことになります。

委員

この保育料案で、仮に本委員会で決定した場合、保育料の金額の変更がある場合、その都度議会で決定されるということですか。料金の改定については委員会ではどのような流れで決定するのでしょうか。

事務局

保育料については規則で定める予定をしています。規則の変更については議会にかけなくても可能ですが、保育料の変更により予算が変わるので予算については市議会にかける事項となっています。手続き上では変更可能ですが、実際は議会にかけないと変更することができません。

委員

前回の資料と今回の資料の金額が同じですが現行維持なのは保護者にとってはプラスですが、仮に消費税が8%から10%になると給食費や教材費にも消費税が掛かってきます。消費税分の増加は利用者に負担になってくると思います。そのあたりの上昇分を市として見込んだ保育料設定をしたほうが良いのではないかと思います。

委員長

国の動きを含めて検討した方がよいと思います。

副委員長

保育料の所得別をみると、低所得部分は細かく段階別になっているが、所得が上がるにつれて、所得別の段階が大雑把に見える印象です。このあたりの段階も細分化する予定はありませんか。所得段階別の保育料設定を見ると、（高収入の保護者にとって）「安い保育料でめいっぱい保育所を利用し、自分は働く」という環境づくりをしやすいような印象を受けます。一定以上の高収入を得ている家庭には、現行以上の保育料設定を検討するのも、ひとつ意見としてはあげたいです。

事務局

保育料の所得に応じた階層区分は、国の定めた基準をもとにして市町村が細分化し保育料を定めています。国の基準は本市よりも大雑把です。どちらの市町村もこのあたりの段階わけになっています。

副委員長

高額所得者も保育所で預かる必要があるのでしょうか。

事務局

保護者が働いている、ということは「保育を必要とする」というかたちになるので、収入の多い少ないは関係ありません。保育料の頭打ちの設定が、低すぎるのでは、というご指摘かと思います。国の基準例から各市町村とも、大体ご提示した金額設定での保育料になっています。本市も準じており、皆様にはご理解をお願いしたいです。

委員長

他にご意見はありませんか。

委員

保育料と関連するか分からないが、保育士の不足のなか、減収してよいのでしょうか。厚生労働省からの補助金があるから安心なのかもしれないが豊明市としてはどうなっているのでしょうか。近隣の地域では保育士が臨時に必要となった場合、嘱託の非常勤保育士を使うという例がある。本当に何かあった場

合に他に流出するかもしれないので、保育料の減収の可能性があるので、ということが懸念されます。保育時間は長くなって、保育士を増やすのに、肝心の税収がマイナスでは、これ以上の事業の充実よりも、逆に質が下がってしまわないのか、心配です。

事務局

保育料を現行の保育料で標準時間の人が7割、短時間の人が3割ほど利用するだろうという予想で減収を試算しました。延長保育料は含んでおりません。仮に保育士を増員すると人件費が増えるので、予算でのやりくりも考えていかなければならないと思っています。

委員長

現状維持の保育料です。先ほどの意見をふまえ保育料について検討してほしいです。他にご意見はありませんか。

では次の議題、(3) 病児・病後児保育について事務局より説明をお願いします。

事務局

(病児・病後児保育についての資料により事務局より説明)

委員長

ありがとうございました。病児病後児保育事業の現状と今後の方向性を事務局よりしていただきました。今後もより良い事業を実施して頂きたいと思います。今回は説明だけでしたが、不明な点があればご質問をお願いします。

(質問なし)

以上をもちまして本日の議事は終了します。他に事務局からご連絡など何かありますか。

事務局

本日ご意見を頂いた計画については12月にパブリックコメントにかけ、最終会議は来年1月下旬の予定です。皆さまご出席をよろしくお願いします。なお議事録等については出来次第、ホームページに掲載します。簡単に議事録を閲覧できるようにホームページを変更します。

委員長

これをもちまして、第2回豊明市子ども・子育て会議を終了いたします。皆さま、ありがとうございました。

閉会

以上